

宿毛市 パートナースィップ・ファミリーシィップ 登録制度

2024 (令和6) 年10月1日スタート



子ども・親なども
家族である届け出が
あったことを証明します。

◆生まれ持った性別に関わらず、お互いを人生のパートナーとして生活を送るお2人が、より自分らしく活躍できるよう、市が登録の事実を公的に証明できる制度が、**2024 (令和6) 年10月1日 (火)** より始まっています。

詳しくは宿毛市のホームページをご覧ください。



申請ができる方

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う継続的な関係、又は、継続的な関係を行うことを約束した関係にあり、次の要件をすべて満たしているお二人。

- 成年である。
- 登録申請する2人のいずれかが、宿毛市民である（宿毛市への転入を予定している方を含む）。
- 配偶者がいない。
- 登録申請される方以外とパートナーシップ関係または事実婚関係にない。
- 登録申請する2人が近親者でない。（近親者とは...直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）

登録証交付までの流れ

- (1) 申請を希望する日の1週間前までに、お電話でご連絡ください。申請日時の調整、必要書類の確認などを行います。
- (2) 必要書類をお持ちのうえ、**お二人揃って**お越しください。
- (3) パートナースィップ・ファミリーシィップ関係が認められれば、「宿毛市パートナーシップ・ファミリーシィップ登録簿」への登録を行います。申請を受け付けてから登録まで数日間が必要です。
- (4) 後日、「パートナーシップ・ファミリーシィップ登録証」を交付します。

※個室での対応も可能ですので、ご希望の方は事前にお申し出ください。

パートナーシップ・ファミリーシィップ登録証

宿毛市パートナーシップ・ファミリーシィップ登録カード 宿毛市パートナーシップ・ファミリーシィップの登録の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、宿毛市パートナーシップ・ファミリーシィップの登録されたことを証明します。	宿毛市パートナーシップ・ファミリーシィップ制度は、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。 この登録証の掲示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分に理解いただきますようお願いいたします。
登録日 年 月 日	特記事項
※表面みほん※ 氏名 _____ 氏名 _____ 年 月 日 _____ 宿毛市長 _____	※裏面みほん※ 戸籍上の氏名 _____ (年 月 日生) (年 月 日生) 子又は近親者等の氏名 _____ (続柄) _____ (続柄) (年 月 日生) (年 月 日生)



性のあり方は「にじいろ」性を構成する主な4要素を紹介します。



それぞれの要素の中でも、男・女と2つにはっきりと分けられるものではなく、要素の組み合わせも人の数だけあるとも言われています。しばしば、虹のグラデーションに例えられます。

誰もが暮らしやすい宿毛市へーあなたの理解が必要です



この制度により、パートナーシップ・ファミリーシィップ関係にある方が、新たにサービスを受けられるようになります。
(例) ・市営住宅の入居申込時の「親族要件」に該当
・住民票の続柄を「縁故者」に変更可 他
法律行為の婚姻とは異なりますが、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。
市民・事業者の皆様には、趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力下さい。

【届出、お問い合わせ先】宿毛市役所 人権推進課(本庁舎4階)

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

TEL:0880-62-1258 FAX:0880-62-1275

MAIL:jinken@city.sukumo.lg.jp